

## オスマン期アレップにおけるヨーロッパ諸国領事通訳

黒 木 英 充

はじめに

人類史上、およそ異なる言語集団が交渉・交流する場において、「通訳」なるものが普遍的に存在してきた、と言ってよいだろう。使用言語を異にする集団間の経済的交換においては、いわゆる「沈黙交易」といった源初的な形態を別にすれば、商品の吟味・鑑定と価格の交渉・決定の過程が必要であったし、使用言語を異にする政治権力同士が外交関係をもち、相互に安全を保障して条約を締結する過程でも欠かせない存在であった。

ヨーロッパ諸国語において、中世から近代にかけて

中東方面で雇用された通訳を表す言葉として *dragoman* (英語)、『*drogman* (仏語)、『*dragomanno* (伊語)』といったものがあるが、これらはいずれもオスマン語の *terjuman*、あるいはそのもととなっているアラビア語の *turjuman* を語源としていることは、周知の事実である。さらに、このいかにもアラビア語らしくない言葉が、アラム語起源とも、カルデア語起源とも言われていること(1)を考え併せれば、その古代からの連続性が容易に納得されるであろう。

現在中東の中心的部分を構成し、古代にオリエントと呼ばれていた東地中海地域こそ、まさに最古代から様々な言語が入り乱れて話され、東西遠隔地の商品が

貿易ルートにのって流通し、数々の王朝権力が交替し、あるいは周辺地域のそれらにより争奪の対象とされたところであった。紀元前三千年紀後半に北シリアで栄えたエブラの遺跡の粘土板公文書庫には、エブラ語とシュメール語の対照単語表が含まれ、この都市国家が東地中海地域を中心にエジプトやメソポタミアと貿易関係をもっていた記録が残されている。ユーフラテス川中流域に栄えた都市国家マリは、紀元前十八世紀半ばにはバビロン国王ハンムラビに滅ぼされることになるが、アレppoをはじめ周辺諸国に大使を派遣して常駐させ、貿易関係をもち、飛脚を使って情報交換を行っていた。シリアの地中海沿岸北部にある都市国家ウガリトの紀元前十三世紀のアッカド語粘土板文書には、ユーフラテス川流域の都市国家との外交・貿易関係に関する協定が記録されており、そこには相互の使節及び商人の身体安全の保障と、それが損なわれた場合の補償規定が示されている。一方、東地中海沿岸各地の国家とも活発な外交・貿易関係をもっていたように、海賊に対する共同の対策や海難事故の補償規定も

取り決めていた。また「外国人」商人は各都市国家内の特別の居留区に住むことが義務づけられていたようである。<sup>(2)</sup>

こうした古代国家の対外交渉システムの枠組は、その後三千年余りにわたって持続・発展し、今日の国際関係のあり方にまで影響を及ぼしているのであるが、通訳という存在もまた、同様に長大な前史を有するのである。しばしば交渉当事者の陰に隠れてしまい、道具的存在と見なされがちであるが、その仲介者の・ミドルマン（アラビア語では *wasita*）的機能と多重・複合文化的性格は、多元的社会において「他者」との間で経済的交換を円滑化させ、平和裡の共存を実現するという課題を追究する際に重要な参照項目となるはずであり、様々な時代・地域の政治・社会過程の中でその役割が積極的に評価されるべきである。

本稿は、オスマン帝国時代、とりわけ十八世紀から十九世紀初めの中東の代表的国際商業都市アレppoにおける領事通訳という、ごく限られた課題を対象とする。しかしながら、当時そこで問題とされていたこと

が、現代に至るまで中東の人間のアイデンティティに亀裂を及ぼし続けている原因の本源的な要素を構成していたと指摘することを目的としている<sup>(3)</sup>。

一 オスマン帝国の多言語環境における通訳

ヨーロッパ、アジア、アフリカの三大陸にまたがる広大な領域を約四世紀間にわたって支配したオスマン帝国は、(これまでのところ)イスラム史上最後にして最大の世界帝国であった。そしてそこは当然のことながら甚だ多数の言語が話される世界であった<sup>(4)</sup>。シリア北部に位置して帝国の戦略的中枢を占めていた都市アレppo一つにおいてさえ、圧倒的に優勢なアラビア語の他に、トルコ語、アルメニア語、シリア語(アラム語の一種)、クルド語が話され、宗教的典札においてはギリシア語やヘブライ語も使われていた。また後にふれるように、イタリヤ語などヨーロッパ諸語も一部で使用されていた。

行政用語としてはオスマン語が用いられていた。これはトルコ語の文法構造の中にアラビア語とペルシア

語の単語と慣用句が、ちょうど文語の日本語における漢語のようにふんだんに取り込まれた言語である。従って、イスタンブルの中央政府から勅令が送られてきても、それが行政令などの形でアレppoで布告され直す際には、アラビア語に翻訳されるのが普通であった。また、法廷で行なわれた不動産売買契約や訴訟などの記録は、アラビア語で書かれるのが一般的であった。一方、法官がイスタンブルに訴訟内容を報告する際には、オスマン語が使われた。このように、オスマン政府の統治機構内部でも複数の言語が使われ、そこに通訳が存在したのである。たとえば、一八四〇年夏に、エジプトのムハンマド・アリー政権の軍隊が、オスマン政府と争いつつ八年間に及んだシリア地域の占領支配を終えてアレppoから撤退したが、その後復帰したオスマン政府は、エジプト軍が市内各所に置き去りにしていった武器弾薬の状況を調べた。調査に当たったのは、オスマン政府側から派遣されてきた二人の担当官と、アレppoの法廷で任命された通訳官一人であった。この通訳は、アラビア語を話さない担当官を補佐

する役割を持っていたと推測される。調査結果は法官によってオスマン語文書でイスタンブルに報告されたのであった。<sup>(5)</sup>

さて、こうした政府統治機構内部での通訳とは別に、本来の外交・貿易の分野で活躍する通訳たちがいた。イスタンブルにはヨーロッパ各国の大使館が集中していたが、そこでは多くの場合、ギリシア語を母語とするギリシア正教徒が大使通訳を務めていた。大使通訳は普通四人であったが、十七世紀初めのヴェネチアのように十三人も抱えている例もあった。一方、オスマン政府の最高意思決定機関であった御前会議の主席通訳職も、とりわけ十七世紀半ば以降、イスタンブルのギリシア正教徒が独占的に務めていた。この主席通訳には助手が八人、使用人が十二人ついていたが、これも皆ギリシア正教徒であった。<sup>(6)</sup>

さて、オスマン帝国とヨーロッパ諸国間の外交関係を規定していたのはキャピチュレーション (capitulations) であったが、この、スルタンが一人称でヨーロッパ各国の国王宛に恩恵として授与する特権条項の

中に、大使通訳・領事通訳の規定も含まれていた。たとえば、イギリスは一五八〇年にはキャピチュレーションを授与されて以来、数次にわたって更改してきたが、一六七五年に更新された全七五条の条文のうち、第二八条で次のように定められている。「大使と領事は、イエニチェリもしくは通訳を意のままに雇用してもよい。そこには他のイエニチェリもしくは我らの下僕たちが、彼ら(大使・領事)の意に反する形で強制的に参入することはできない。」なお、ここでいう「イエニチェリ」とは大使もしくは領事の護衛にあたる武官のことで、特に「カッワース *qawass*」と呼ばれていた者である。また第四五条では、「イスタンブルに居住する、イギリス国王の大使は、国王の親任官であり、代理人であり、同様に通訳は大使の親任官と考えられるべきである。従って、通訳が大使の名において大使の命令により翻訳して話す場合には、もしその翻訳が大使もしくは領事の命令と意思に合致したものであるならば、通訳は常に非難や処罰を免れる。通訳が何らかの無礼をはたらいた場合、我らの大臣たちは大使も

しくは領事に告知することなく通訳を投獄したり虐待してはならない」とある。そして第十三条「すべてのイギリス人及びイギリス臣民は、既婚者であれ未婚者であれ、我が国に滞在・居住する者は、職人であろうと商人であろうと、ハラージュ(ここでは税金全般の意)を免れる」の規定が通訳にも適用されていた。<sup>(7)</sup>このように通訳は身分的特権を有していたのである。

## 二 都市の中の領事通訳

同じイギリス国王宛のキャピチュレーションの第十四条は次のごとくである。「イギリス大使は、好きなように、アレppo、アレクサンドリア、バルバリのトリポリ、チュニス、シリアのトリポリ、チオス島、イズミル、及びエジプトの港に領事を設置し、あるいは罷免・交替させることができ、誰もこれに反対することはできない。<sup>(8)</sup>」ここで筆頭に挙げられていることからわかるように、アレppoはヨーロッパ諸国にとつてレヴァント貿易の第一の拠点であり、それゆえに多数の領事館が置かれた都市であった。<sup>(9)</sup>

フランスが一五五七年に領事館を設置した<sup>(10)</sup>ほか、アレppoにはヴェネチアやレヴァント会社のイギリスなど各国が足場を築いて、自国民の安全と商業的利益のために活動するようになった。領事館は、専ら都市中心部の商業専用区域(アラビア語で *madina*、ちょうど英語の *city* に当たる)に散在するハーン *khan* の中に置かれた。ハーンとはキャラバンサライとも呼ばれるが、「隊商宿」と訳されている建造物である。概ね方形の中庭をもち、四方を二階建の石造の平屋根建物で囲まれた構造になっており、入り口は一ヶ所のみで一階部分は倉庫や馬・駱駝の畜舎、二階部分が宿泊室で占められるのが普通であった。本来、都市外の街道沿いなどに建てられ、長距離交易のキャラバンが遊牧民などの襲撃を受けぬよう、安全に休憩するための施設である。そのため、外壁には窓がない防衛的・要塞的な構造であり、かわりに中庭に向かっては開放的であった。こうした建造物がアレppoの中心部、しかも小規模店舗が密集する *sung* (バーザール、市場) に隣接し、その狭間に埋め込まれる形で多数存在した

のであった。スークは石組みのアーケードで覆われており、小さな門でいくつもの部分に区切られ、夜間は閉鎖されてゴースト・タウン化した<sup>(11)</sup>が、ハーンもやはり門が閉じられて外部との通行は断たれた。ヨーロッパ諸国はこうした建物の一部を間借りする形で領事館を置いていた。たとえばヴェネチアがハーン・アル・バナードイカ *khān al-bandīqa*、フランスがハーン・アル・ヒバール *khān al-hibāl*、イギリスがハーン・アル・ギェムリュク *khān al-ḡumryuk* (文字通りここにはアレppoの税関も置かれていた)、オランダがハーン・アル・フラマンク *khān al-flamank* といった具合である。領事たちはそこに住むことが義務づけられ、またカトリックの宣教師たちも同様であった。領事館にはヨーロッパ人のための小さな礼拝堂も存在した<sup>(12)</sup>。

さて、ヨーロッパ諸国の領事たちの実質的任務は、アレppoを中心に展開される貿易に自国をいかに有利な形で参入させるかを追求することであった。その意味で領事館は商館といってもよかった。通訳は、まず

何よりもレヴァント貿易のアラビア語やトルコ語がとびかう取引現場の折衝で必要とされたのである。容易に想像されることだが、こうした場面では通訳には商才と抜け目なさと同じように、あるいはそれ以上に雇用主への忠誠がきびしく要求される。従って当初ヨーロッパ側は、自国民を通訳に養成してレヴァント各地で使うことを考えた。十八世紀半ばにフランスで出版された『世界商業事典』は、当時のフランス人貿易商人必携の実務手引き百科事典の性格をもっていたが、その「通訳」項目には以下の記述が見える。すなわち、一六六九年にルイ十四世が発した裁定において、通訳養成のために三年ごとにイスタンブルとイズミルに八才から十才の男子六人を派遣し、カトリックのカプチン会修道院でカトリック宗教学などとともに現地<sup>(13)</sup>の諸語を学ばせるといふ方針が打ち出されたが、最初の三年間のみで計画は挫折した、という。「言葉の子供 *enfants de langue, giovani di lingua*」と呼ばれたこの人材の養成策は、同時期イギリスも採用し、逆にレヴァントのギリシア系の男子をオックスフォードに送り

込むなど工夫したが、これも失敗に終わった。<sup>(13)</sup>

こうしてヨーロッパ諸国領事は、現地のキリスト教徒やユダヤ教徒でヨーロッパ諸語に通じる者を雇用せざるをえないこととなった。イスタンブールの大使やアレppoなど各主要貿易都市の領事は、通訳を自ら人選し、それを任命した後、オスマン政府に届け出て、通訳職を認可するとの勅許状 *berat* を発給され、それを通訳に与えた。十八世紀のアレppoのヨーロッパ人社会の間ではイタリア語が共通語であったようで、おそらくイタリア語と自国語に通じる者が任じられることが多かったであろう。通訳は他のキリスト教徒やユダヤ教徒と異なり、毛皮の帽子をかぶり黄色の靴を履くことが許された。そしてプロテジェ *protégé* として身分的に外交団の庇護を受けることが可能となり、また自らが関わる商業活動に関しては、商品にかかる関税がヨーロッパ人と同じく、十七世紀後半以降のキャピチュレーションで規定されている通り三パーセントと変わった。これはムスリムの二・五パーセントに比べると劣るものの、普通のキリスト教徒・ユダヤ教徒の場

合は五パーセントであるのと比較すると非常に有利な特権であった。さらにこれも右でふれたが、人頭税や諸税を免れるのも大きな魅力であった。こうして、通訳となった者は、単に外交団の交渉の場で雇用されるのみならず、特権を利用して自らの商業活動を営む者が出てきた。<sup>(14)</sup>

### 三 膨れ上がる領事通訳

十八世紀後半を通じて、各主要貿易都市で通訳の増加が顕著となり、それがオスマン政府によって問題視される事態となった。しかも、各通訳には使用人 *hizmetçisi* が二人つくことも認められており、これも通訳と同じく外交団の庇護を受ける身分となっていたことが、オスマン政府をいっそう悩ます原因であった。というのも、こうした状況は、直接的には人頭税など非ムスリムを対象にした税収の減少を招くからであり、原理的にはイスラム国家の中の非ムスリムで、しかも複数言語に通ずる有能な人材が、国家の構成要素から分離・流出してゆくことを意味するからであった。

キリスト教徒とユダヤ教徒が通訳職に引き寄せられていく要因についてはすでに述べた通りであるが、ヨーロッパ外交団もより多くの通訳・使用人を求める傾向にあった。大使館・領事館業務と貿易活動の拡大・複雑化に加えて、通訳応募者から実質的な贈賄を受けることが多かったからである。さらにフランスなどカトリック諸国は、通訳職に東方諸教会信徒よりもマロン派などカトリック信徒を優遇するようになり、それが現地キリスト教徒社会のカトリック化を側面から促進することとなった。こうして、外交団は通訳をより多く雇用するとともに、オスマン政府に届けることなく一存で身分的庇護を与えることが可能な「バテント patentia」も乱発し、またヨーロッパ人滞在者 *musta'amin* に与えられるべき通行証 *yo'l amri* を非ムスリムに与え始め、彼らの地域間商業に便宜をはかるようになった。もっとも、ヨーロッパ諸国すべてが積極的・無制限に通訳を増やしたわけではなく、イギリスは消極的であった。というのも、通訳及びその使用人たちは本来の業務よりも自らの商業活動に力を入

れるようになっており、それが逆に自国民の商人にとって脅威となりうるからであった。<sup>(15)</sup>

アレppoにも、十八世紀後半には、一七五九、六六、八六、九一年と四回にわたって、不正なバテントを禁止したり通行証の検査を命じる布告が出されたが、これは状況の改善がなかなか進まないことを反映するものであった。一七九三もしくは九四年にはイスタンプルから検査官が派遣され、全通訳を集めて調査したところ、その数は一五〇〇人にも上ったという。<sup>(16)</sup> 一方、こうしたオスマン政府側の取り締まり・調査命令はその後も続けて出され、一八〇六年には七回にもわたって発令された。<sup>(17)</sup> それらの中で強調されていることは、

一、通訳は領事のもとで通訳の服装をして通訳の業務に精勤すべきであって、別の都市に居住してはならない

二、通訳は市内の商工業に関わってはならない、また別の都市のコジャバシユ職(非ムスリムの宗派ごとの行政的長)や徴税請負職についてはならない

三、これらに反する行動をとった場合には勅許状の登

録を抹消する

四、通訳の使用人が通行証をもって他の地域に出かける際には、用務先に長く留まることなく、すみやかに帰還すること

五、よって不法にアレppoに滞在している者は送還する処置をとる

といった事項である。ここから窺えることは、本来それとわかる特別な服装で外交業務に専念すべき通訳が、その任務を逸脱し、他の都市に出かけて滞在し、そこで商業その他の生業についている状況である。

そしてオスマン政府は、調査の結果、実際に登録を抹消すべき通訳及びその使用人の名簿をアレppoに送付した<sup>(18)</sup>が、そこからはアレppoのみならず、シドン、トリポリ、ベイルートなどシリアの地中海沿岸都市や、キプロス島やエーゲ海の島、イズミルなどの貿易港に置かれた領事館やイスタンブールの大使館の通訳たちがアレppoに滞在していたことがわかる。このデータは多様に分析されるべきものであるが、ここでは国別に登録抹消者数だけを挙げておくことにしよう。なお、

人名からユダヤ教徒であることが明白な者の数を(一)内に付記するが他はキリスト教徒、あるいはユダヤ教徒ともキリスト教徒とも判然としない者である。

ロシア	通訳	五人(二)	使用人	九人(四)
デンマーク	通訳	二人	使用人	四人
オーストリア	通訳	一七人(二)	使用人	二三人(二)
七島連合共和国 <sup>(19)</sup>	通訳	一八人(二)	使用人	三四人(六)
イギリス	通訳	一七人(四)	使用人	三一人(二)
ドゥブロヴニク	通訳	七人	使用人	一二人
スペイン	通訳	一四人(六)	使用人	二四人(四)
フランス	通訳	五人	使用人	一一人
ロシア	通訳	六人(四)	使用人	一二人(六)
オランダ	通訳	一三人	使用人	二四人(二)
シチリア	通訳	一五人(二)	使用人	三〇人(六)
スウェーデン	通訳	七人(二)	使用人	一二人

ここで挙げられた通訳及び使用人の合計数は三五二人となる。

こうした状況に業を煮やしていたオスマン政府は、すでに一八〇二年以来、これらの通訳・使用人で商業に専念する者たちを、逆に少しづつ政府に登録して通訳と同様の免税特権を持つ特別な商人として認めるようになっていた。いわば、これらの優秀な商人をヨーロッパ側から引き離して体制側に取り込む方策をとりつつあったのである。<sup>(20)</sup> 換言すれば、自らの臣民に外国人の権利を認めるといふ皮肉な事態を招来していたのである。

おわりに

従来、キャピチュレーションに関する議論は、近代におけるヨーロッパ諸国のオスマン帝国への攻撃的進出過程を問題にする中で行なわれてきた。すなわち、当初は圧倒的優位にあったオスマン帝国が劣位のヨーロッパ諸国に恩恵として授与した特権が、逆に侵略の手段に転化していった、という論理である。確かに、この問題はヨーロッパ諸国の近代アジア進出過程においても同様に成り立つのであって、たとえばイギリス

は対オスマン帝国で経験し、鍛えた戦略を中国や日本に適用していったのであった。<sup>(21)</sup>

しかし、キャピチュレーションをめぐることは、これまでに見てきたように、その特権に引き寄せられるオスマン国内の非ムスリム臣民をして、帝国の構成要素から絶えず流出させる傾向を促進したものととしてとらえ直す必要があるのである。そして、それはやがて非ムスリムの間にヨーロッパ諸国の国籍を取得することさえ望ませるようになってゆく。この過程は、とりもなおさず、唯一神を共有しつつも、預言者を異にすることににより区別・差別されると同時に、共存が実現されるという統治原則の社会において、言語を基準に区別・差別され、異質な者が排除されるという近代国民国家的身分原理が浸入する過程でもあった。そしてそこで決定的意味を持ったのが、いかなる身分で貿易活動に関わることができるか、という問題であった。通訳は、この問題に対して、複数言語の重なり合う領域から、最も先駆的に関係していたのである。

(1) Bağis, Ali, *Osmanlı Ticaretinde gayri Müslimler*

- (オスマン商業における非ムスリムたち), Ankara, 1983, p. 18, Asadi, Khayr al-Din, *manusif'a halab al-muqarrana* (トルコ比較事典), 7 vols., Aleppo, 1987-88, vol. 2, pp. 288-289.
- (2) H・クレンゲル(著)五味亨(訳)『古代シリアの歴史と文化』六興出版、一九九一年、四五―一九二頁。
- (3) 本稿の論旨は、拙稿「中東の地域システムとアイデンティティ―ある東方キリスト教徒の軌跡を通して―」(浜下武志ほか(編)『地域システム』(シリーズ・アジアから考える・第二巻、東京大学出版会、近刊)の第一節と重複する部分があることをおことわりしておきたい。
- (4) オスマン帝国の多言語状況のわかりやすい概観については、鈴木董『オスマン帝国』講談社現代新書、一九九二年、一〇〇―一〇二頁を参照。
- (5) 在ダマスカス歴史資料センター (markaz al-wahdatiq al-tarikhiya bi-dimashq) 所蔵の『アレクポ関係オスマン語勅令・法令集』(awamir sultanīya, halab) 第五〇巻 二八、三四―三七、四二―四四、四七、五〇頁(一八四〇年十二月十六日―四一年一月十九日)。なお本稿で取り上げる資料は、日本学術振興会、斉藤稜児イスラム研究助成基金、村田学術振興財団の助成による調査成果の一部である。
- (6) 鈴木董「オスマン帝国と対外的コミュニケーション」『移動と交流』(シリーズ世界史への問い) 岩波書店、一九九〇年、五五―八四頁。  
Bağis, Osmanlı Ticaretinde gayri Müslimler, op. cit., pp. 18-24.
- (7) Noradounghian, Gabriel Effendi, *Recueil d'actes internationaux de l'empire ottoman*, 4 tomes, Paris, 1897, reprint 1978, tome 1, p. 149, 152, 157.
- (8) *Ibid.*, p. 149.
- (9) アレクポを中心としたフランスのレヴァント貿易の実態については、深沢克己氏の一連の研究を参照。  
Fukasawa, Katsumi, *Toilerie et commerce du Levant au XVIIIe siècle : d'Alep à Marseille*, Paris, 1987. 「レヴァント更紗とアルメニア商人」『土地制度史学』第一二二号、一九八六年、一八一―三七頁、及び「十八世紀のレヴァント貿易とラングドック毛織り物工業」『土地制度史学』第一二五号、一九八九年、一一二―〇頁。
- (10) Spuler, B., "Consul" *The Encyclopaedia of Islam*, second edition, vol. 2, pp. 60-61.
- (11) 拙稿「アレクポ都市社会の構造―十八世紀後半から十九世紀初めを中心に―」『比較都市史研究』第六巻第二号、一九八七年、一三一―二八頁、同「アレクポの

スーク…構造と機能—十八・十九世紀を中心に—」『イスラム圏における異文化接触のメカニズム—市の比較研究—』アジア・アフリカ言語文化研究所、一九八九年、六三—七八頁。なお、こうしたハーンの構造的隔離性は、江戸時代の長崎の出島とも共通するものであり、ポランニーの「古代世界の貿易港」にも通じるところがあろう。たとえば、カール・ポランニー（著）栗本慎一郎・端信行（訳）『経済と文明』サイマル出版会、一九八一年、一二九頁以下。まさにアレppoは、海に面していないにもかかわらず、フランス人には *echelle* と呼ばれていたのであった。ただ、出島と比較すると、アレppoでは領事館・商館が都市の中心部でインフラストラクチャーが最も整備された区域にある点が、近代であったというよう。なお、最近のフランス領事館は一九九一年まではハーン・アル・ナッハースィーン *khan al-nahasin* に所在していた。このハーンにはかつてヴェネチアとベルギーも領事館を置いていたことがある。al-Asadi, Khayr al-Din, *ahya' halab wa asuqahā* (アレppoの諸地区とスーク), Damascus, 1984, p. 190.

(12) “drogman, ou drogeman.” *Dictionnaire universel de commerce*. 3 tomes, Paris, 1748, tome 2, p. 948. 九州大学所蔵のこの稀観書の存在を教示して閲覧を快

諾して下さい。た深沢克巳先生に、この場をかりて御礼申し上げます。

(13) Anderson, Sonia, *An English Consul in Turkey: Paul Rycaut at Smyrna, 1667-1678*. Oxford, 1989, pp. 7-8, 108-111, Bagis, *Osmanlı Ticarethinde gayri Müslimler*, op. cit., pp. 24-25.

(14) Russel, Alexander, *The Natural History of Aleppo*. 2 vols., London, 1794, reprint 1969, vol. 2, pp. 1-2, 46-47, Bagis, *Osmanlı Ticarethinde gayri Müslimler*, op. cit., pp. 26-30, Masters, Bruce, *The Origins of Western Economic Dominance in the Middle East: Mercantilism and the Islamic Economy in Aleppo, 1600-1750*. New York, 1988, p. 96. なお、当時キリスト教徒はターバンの色が黒、靴の色が赤と定められていた。十九世紀前半にイギリスのダマスカス総領事通訳となった人物の自伝によると、通訳になることによりターバンの色が白に変えられたという（靴の色は黄色に）。ただし、こうした服装規定は、一般のキリスト教徒に関しても、通訳に關しても守られないことが多かった。前者は、イエニチェリ（当時は実質的に非正規軍化していた武装集団）の服装を真似るものが多く、後者は後にあれるように通訳職のみならず一般の商工業に進出して活動していたからである。キ

リスト教徒の服装規制に関する布告は、少なくとも一八四四年、一八二四年に出されており、なかなか徹底しなかったことを裏付けている。前掲拙稿「中東の地域システムとアイデンティティ」(al-Ghazzi, Kamli, *nahr al-dhahab fi ta'rih halab* (ハレツポ史の黄金河), 3 vols., Aleppo, 1923-26, vol. 3, p. 321, 前掲『ハレツポ関係オスマン語勅令・法令集』第三九巻三六、三七番(一八二四年七月六日付、総督令及びイスラム法官令、いずれもキリスト教徒とユダヤ教徒の服装規制に関する布告)。

(15) Bağış, *Osmanlı Ticaretinde gayri Müslimler, op. cit.*, pp. 30-35, Masters, *The Origins of Western Economic Dominance, op. cit.*, pp. 96-97.

(16) al-Ghazzī, *nahr al-dhahab, op. cit.*, vol. 3, p. 311, Bağış, *Osmanlı Ticaretinde gayri Müslimler, op. cit.*, pp. 43-46, Masters, *The Origins of Western Economic Dominance, op. cit.*, p. 97.

(17) 前掲『ハレツポ関係オスマン語勅令・法令集』第三〇巻一四五、一五一、一五三―一五五、一六九、一八九番(一八〇六年一月―一〇月発令)の勅令やアレツポのイスラム法官令、総督令など。

(18) 前掲『アレツポ関係オスマン語勅令・法令集』第三〇巻一六八番(日付はないものの、前後関係から一

六九番と同じく一八〇六年七月下旬と推定される)。

(19) 原文では *jazā'ir sab'a-i mujtama'a-i junhūriya* である。イオニア海のコルフ、パクシ、レフカス、イサカ、ケフアリニア、ザキントス、キティラの七島からなる。一五〇〇年頃から一七九七年までヴェネチア領であったが、ヴェネチア国家の滅亡とともにフランス領となり、一八〇〇年から〇七年まではロシアの保護国となる。その後再度フランスが奪回し、一八一五年にイギリス保護下で名目的な独立国となる。その後一八六四年にギリシア領となる。Clogg, Richard, *A Short History of Modern Greece, second edition, Cambridge, 1986, pp. 16-17, 46-47, 82-83.*

(20) Bağış, *Osmanlı Ticaretinde gayri Müslimler, op. cit.*, pp. 52-70, Masters, Bruce, "The Sultan's Entrepreneurs: The *Ayrıncı* Traders and the *Hayriye* Traders in Syria", *International Journal of Middle East Studies*, vol. 24, 1992, pp. 579-597.

(21) 板垣雄三『歴史の現在と地域学』岩波書店、一九九二年、三六五―三七四頁。

(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助手)